

電話に関するユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可について

(諮問第3222号)

<目 次>

1 諮問書	1
2 申請概要	2
3 審査結果	1 9
4 参考資料	2 1

別添

- 交付金の額及び交付方法の認可申請書（写）
（一般社団法人電気通信事業者協会）
- 負担金の額及び徴収方法の認可申請書（写）
（一般社団法人電気通信事業者協会）
- 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金
及び第一種負担金算定等規則に基づく許可申請書（写）
（一般社団法人電気通信事業者協会、N T T 東日本株式会社、
N T T 西日本株式会社）

(公印・契印省略)

諮 問 第 3 2 2 2 号

令和 8 年 9 月 30 日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 相田 仁 殿

総務大臣 藤井 比早之

諮 問 書

基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会（会長 宮川 潤一）から、令和 8 年 9 月 18 日付け T C A 支－434 及び T C A 支－435 により、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 109 条第 1 項の規定に基づく第一種交付金の額及び交付方法並びに法第 110 条第 2 項の規定に基づく第一種負担金の額及び徴収方法について認可の申請があった。

当該申請について審査した結果、電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号）第 26 条各号及び第 28 条各号に適合していると認められるため、認可することとしたい。

上記のことについて、法第 169 条第 1 号の規定により諮問する。

申 請 概 要

1 申請者

一般社団法人電気通信事業者協会（会長 宮川 潤一）
（基礎的電気通信役務支援機関。以下「支援機関」という。）

2 申請年月日

令和8年9月18日

3 申請の概要

支援機関が、電話に関するユニバーサルサービス制度に基づく第一種交付金及び第一種負担金について次の認可を受けようとするもの。

- ① 電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第109条第1項の規定に基づくNTT東日本株式会社（以下「NTT東日本」という。）及びNTT西日本株式会社（以下「NTT西日本」という。）に交付する第一種交付金の額及び交付方法の認可
- ② 法第110条第2項の規定に基づく第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等※ごとの第一種負担金の額及び徴収方法の認可

※ 前年度の電気通信事業収益が10億円を超え、かつ、加入電話との相互接続通話を提供する電気通信事業者（令和8年8月末現在 20社）

3① 法第109条第1項の規定に基づく第一種交付金の額及び交付方法

ア 第一種交付金の額

支援機関は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号。以下「第一号算定等規則」という。）第5条第1項の規定に基づき、第一種交付金の額を算定する。

（1）補填対象額

	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本及び NTT西日本合計
加入電話に係る加入者回線 ※ ワイヤレス固定電話を含む	16.3億円	9.8億円	26.1億円
第一種公衆電話	20.0億円	13.8億円	33.9億円
災害時用公衆電話	1.7億円	1.6億円	3.3億円
合 計※	38.1億円	25.2億円	63.4億円

※ 数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と内訳の計については一致しない場合がある。

（参考）昨年申請に係るNTT東日本及びNTT西日本の合計補填額 65.1億円

注 令和6年能登半島地震に係る特別損失について

NTT西日本は令和6年度決算において、特別損失として令和6年能登半島地震による災害特別損失を計上しており、このうち基礎的電気通信役務に係る費用を算入した原価を用いて算定している。

このため、第一号算定等規則第3条ただし書の規定に基づく許可申請が本件申請と併せ行われている。

（2）各第一種適格電気通信事業者に対する第一種交付金の額の算定

○NTT東日本に対する第一種交付金の額
＝ 38.1億円 － NTT東日本の算定自己負担額※

○NTT西日本に対する第一種交付金の額
＝ 25.2億円 － NTT西日本の算定自己負担額※

※ NTT東日本及びNTT西日本を接続電気通信事業者等とみなし、第一号算定等規則第27条第1項及び第2項の規定を適用して第一種負担金の額を算定した場合の負担額。

イ 交付方法

(1) 交付手段

銀行振込（振込手数料は、支援機関が負担）

(2) 第一種交付金の額の通知

前年度の最終算定月の3か月後から最終算定月の3か月後までの間、毎月、各第一種適格電気通信事業者に対して第一種交付金の額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の3か月後に各第一種適格電気通信事業者に対して通知する第一種交付金の額は、第一号算定等規則第27条第2項に規定する「残余の額」に係るものとする。

(3) 第一種交付金の交付期限

第一種交付金の額を通知した月の翌月までに、支援機関が各第一種適格電気通信事業者に対して第一種交付金を交付する。

(4) 各月の各第一種適格電気通信事業者に対する第一種交付金の額の計算方法

① 前年度の最終算定月の3か月後から最終算定月の2か月後までの間、毎月、第一種適格電気通信事業者に対して通知を行う第一種交付金の額の計算方法

$$\begin{aligned} &= \text{第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の額の合計額} \\ &\times \left[\frac{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補填対象額}}{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補填対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額を補填対象額の割合で案分した額}} \right] \end{aligned}$$

② 最終算定月の3か月後に第一種適格電気通信事業者に対して通知を行う第一種交付金の額の計算方法

$$= (\text{第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の総額} - \text{前年度の最終算定月の3か$$

月後から最終算定月の2か月後までに第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の総額)

$$\times \left[\frac{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補填対象額}}{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補填対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額を補填対象額の割合で案分した額}} \right]$$

※ 各接続電気通信事業者等の第一種負担金の総額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）又は各第一種適格電気通信事業者の第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合は、次の金額を控除する。

「①及び②の合計額」－「第一号算定等規則第5条第2項の規定により算定した額（整数未満の端数は、四捨五入）」

※ ①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

（５）第一種交付金の交付の特例

第一種交付金の交付期限までに、第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等につき、第一号算定等規則第22条第1項各号（会社更生法の適用等）に規定する事由が生じた場合、同項の規定に基づき、第一種交付金を減額することができる。ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から第一種負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第2項の規定に基づき、案分して算定した額を第一種交付金として速やかに第一種適格電気通信事業者に交付する。

（６）支援機関の第一種交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第一種交付金の交付に係る銀行口座については、預金額の全額保障、振込先の限定等のセキュリティ対策を講ずるものとする。

ウ その他

第一号算定等規則第3条ただし書の規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、許可を得た方法により第一種交付金の額を算定し、第一種交付金を交付することとする。

3② 法第110条第2項の規定に基づく第一種負担金の額及び徴収方法

ア 第一種負担金の額

支援機関は、第一号算定等規則第27条第1項及び第2項の規定に基づき、各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額を算定（第一種適格電気通信事業者ごとに算定した次の（a）、（b）及び（c）の合計額）する。

（a）最終算定月前月までの第一種負担金の額

当該接続電気通信事業者等の令和9年1月（予定）末～最終算定月の前月（令和9年11月（予定））の月末の算定対象電気通信番号の総数に番号単価^{※1}を乗じた額

（b）最終算定月の第一種負担金の額

全ての接続電気通信事業者等から令和9年中に徴収すべき額（補填対象額に支援業務費を加えた額）から、最終算定月前月までに納付した全ての接続電気通信事業者等の第一種負担金及び算定自己負担額の合計額（前年度残余额を含む。）を控除した額に、接続電気通信事業者等ごとの最終算定月の月末の算定対象電気通信番号の数が全ての接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の総数に占める割合を乗じた額

（c）当該接続電気通信事業者等の前年度残余额

(※1) 番号単価は平成18年総務省告示第429号(第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第二十七条第一項に規定する総務大臣が別に告示する方法を定める件)に従って支援機関が算定。補填対象額、支援業務費(令和8年度中の費用額(令和8年3月に認可)から前年度の次期繰越収支差額を差し引いた額)及び前年度過不足額を合算した額を令和9年の予測算定対象電気通信番号の総数で除した額を合算番号単価とし、合算番号単価を第一種適格電気通信事業者の補填対象額の割合で案分したものを番号単価とする。

$$\begin{aligned}
 & \text{(NTT東日本及びNTT西日本の補填対象額の合計額＋支援業務費} \\
 & \quad \text{－予測前年度過不足額)} \\
 \text{①合算番号単価} &= \frac{\quad}{\text{令和9年の予測算定対象電気通信番号の総数}} \\
 &= \frac{(63.4\text{億円} + 0.4\text{億円} - (\blacktriangle 3.9\text{億円}))}{29.4\text{億番号数}} \\
 &= 2.297\cdots \text{円} \Rightarrow \mathbf{2\text{円}} \text{ (整数未満四捨五入)}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{②NTT東日本} & \quad \text{NTT東日本の補填対象額} \\
 \text{に係る番号単価} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\quad}{\text{NTT東日本及びNTT西日本の補填対象額の合計額}} \\
 &= 2\text{円} \quad \times \quad \frac{38.1\text{億円}}{63.4\text{億円}} \\
 &= 1.203387493\cdots \text{円} \Rightarrow 1.20338749 \text{円} \text{ (小数点以下第8位未満四捨五入)}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{③NTT西日本} & \quad \text{NTT西日本の補填対象額} \\
 \text{に係る番号単価} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\quad}{\text{NTT東日本及びNTT西日本の補填対象額の合計額}} \\
 &= 2\text{円} \quad \times \quad \frac{25.2\text{億円}}{63.4\text{億円}} \\
 &= 0.796612506\cdots \text{円} \Rightarrow 0.79661251 \text{円} \text{ (小数点以下第8位未満四捨五入)}
 \end{aligned}$$

上記番号単価は、令和9年1月～同年6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する。同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価については、平成18年総務省告示第429号に基づき、令和9年4月に、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して修正の要否を判断する。

イ 徴収方法

(1) 納付手段

銀行振込（振込手数料は、接続電気通信事業者等が負担）

(2) 負担金の額の通知

接続電気通信事業者等が算定対象電気通信番号を利用した月の3か月後に、支援機関が次に掲げる事項を接続電気通信事業者等に通知する。

- ① 毎月の第一種負担金の額（番号単価に算定対象電気通信番号数を乗じた額）
- ② 第一種負担金の納付期限
- ③ 第一種負担金を納付する口座名義・口座番号

(3) 第一種負担金の納付期限

接続電気通信事業者等が算定対象電気通信番号を利用した月の3か月後の月の25日までとする。

(4) 延滞金の納付

第一種負担金の額に、納付期限の翌日から納付する日までの日数1日につき1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付する。

(5) 支援機関の第一種負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第一種負担金の徴収に係る銀行口座については、預金額の全額保障、振込先の限定等のセキュリティ対策を講ずるものとする。

ウ その他

第一号算定等規則第3条ただし書の規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、許可を得た方法により第一種負担金の額を算定し、第一種負担金を徴収することとする。



**電話に関するユニバーサルサービス制度に基づく
交付金の額及び交付方法の認可
並びに負担金の額及び徴収方法の認可
概要
【諮問第3222号】**

**令和 8 年 9 月
総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部**

申請概要

- 第一種適格電気通信事業者であるNTT東日本及びNTT西日本の令和7年度における電話に関するユニバーサルサービス収支はNTT東日本で▲300億円、NTT西日本で▲428億円の赤字（東西計で▲728億円）
- サービス提供により発生した赤字の一部を補填するため、同社から原価等の資料の届出を受けた基礎的電気通信役務支援機関が、電話に関するユニバーサルサービス制度に基づく第一種交付金及び第一種負担金について次の認可を受けようとするもの

- (1)電気通信事業法第109条第1項の規定に基づくNTT東日本及びNTT西日本に交付する第一種交付金の額及び交付方法の認可
- (2)電気通信事業法第110条第2項の規定に基づく第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等*ごとの第一種負担金の額及び徴収方法の認可

*前年度の電気通信事業収益が10億円を超え、かつ、加入電話との相互接続通話を提供する電気通信事業者（令和8年8月末現在20社）

今後のスケジュール案

項目	2026年				2027年					
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
電話に関するユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可 【情報通信行政・郵政行政審議会】	今回の諮問関係				認可された第一種負担金に係る番号単価（2円）が適用					
	9/30 事業部会 諮問	10/1-10/30 意見募集	11/18 事業部会 答申→認可					認可された第一種負担金徴収		認可された第一種交付金交付

● 令和 7 年度におけるNTT東日本・西日本のユニバーサルサービス収支の状況は、NTT東日本で▲300億円、NTT西日本で▲428億円の赤字（東西計で▲728億円）

○令和 7 年度ユニバーサルサービス収支表（単位：百万円）

N T T 東日本								N T T 西日本							
	営業収益	営業費用					営業利益								
			管理部門費用			利用部門									
			公衆削減以外費用	公衆電話削減費用											
加入電話	112, 539	139, 576	102, 723	102, 723		36, 853	▲27, 038	104, 676	144, 978	114, 031	114, 031		30, 947	▲40, 302	
基本料	112, 539	139, 094	102, 244	102, 244		36, 850	▲26, 556	104, 676	144, 710	113, 769	113, 769		30, 941	▲40, 034	
緊急通報	－	482	479	479		3	▲482	－	267	262	262		5	▲267	
第一種公衆電話	83	2, 128	2, 075	1, 515	560	53	▲2, 045	56	1, 340	1, 329	1, 026	303	12	▲1, 284	
市内通信	83	2, 120	2, 067	1, 508	559	53	▲2, 037	56	1, 334	1, 322	1, 020	302	12	▲1, 277	
緊急通報	－	8	8	7	1	0	▲8	－	7	7	6	1	0	▲7	
災害時用公衆電話	123	991	990	990		1	▲868	78	897	897	897		1	▲820	
ワイヤレス固定電話	5	41	23	23		19	▲36	17	387	245	245		142	▲370	
基本料	5	41	22	22		19	▲36	17	386	244	244		142	▲370	
緊急通報	－	0	0	0		0	▲0	－	0	0	0		0	▲0	
合計	112, 750	142, 736	105, 811	105, 251	560	36, 926	▲29, 986	104, 826	147, 602	116, 501	116, 198	303	31, 101	▲42, 776	
前年度	120, 410	147, 065	107, 431	106, 934	498	39, 633	▲26, 655	113, 511	153, 398	120, 023	119, 519	504	33, 374	▲39, 887	
増減	▲7, 660	▲4, 329	▲1, 621	▲1, 683	+62	▲2, 708	▲3, 331	▲8, 685	▲5, 796	▲3, 522	▲3, 321	▲201	▲2, 274	▲2, 889	
増減率	▲6. 4%	▲2. 9%	▲1. 5%	▲1. 6%	+12. 4%	▲6. 8%	11－	▲7. 7%	▲3. 8%	▲2. 9%	▲2. 8%	▲39. 9%	▲6. 8%	－	

電話のユニバーサルサービス交付金制度における補填額の算定方法

3

- 電話のユニバーサルサービスのうち、①加入電話*¹（基本料、緊急通報*²）、②第一種公衆電話*³（市内通信、緊急通報、撤去費*⁴）、③災害時用公衆電話*⁴（維持費）が交付金による補填の対象。

*¹ 加入電話から移行した光IP電話またはワイヤレス固定電話については補正措置が存在。

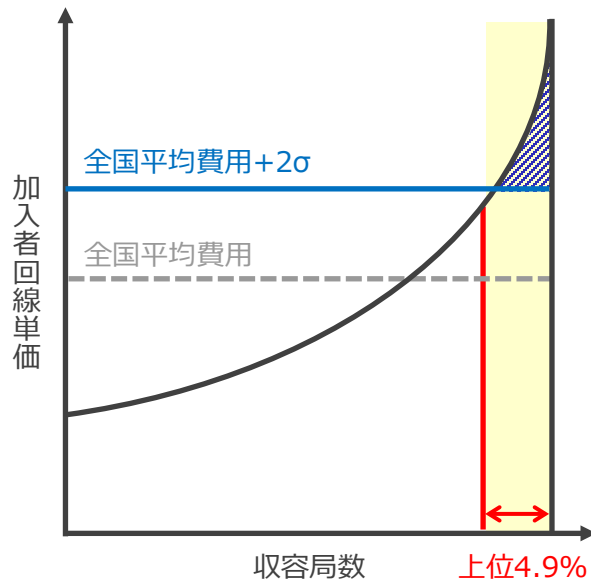
*² 警察110番、消防119番、海上保安庁118番。

*³ 戸外における最低限の通信手段を確保する観点から、総務省令において定める基準（市街地では1km²、それ以外の地域では2km²に1台）に基づき設置される公衆電話。

*⁴ NTT東西は、2031（R13）年に設置台数3.0万台となるよう、順次削減中。

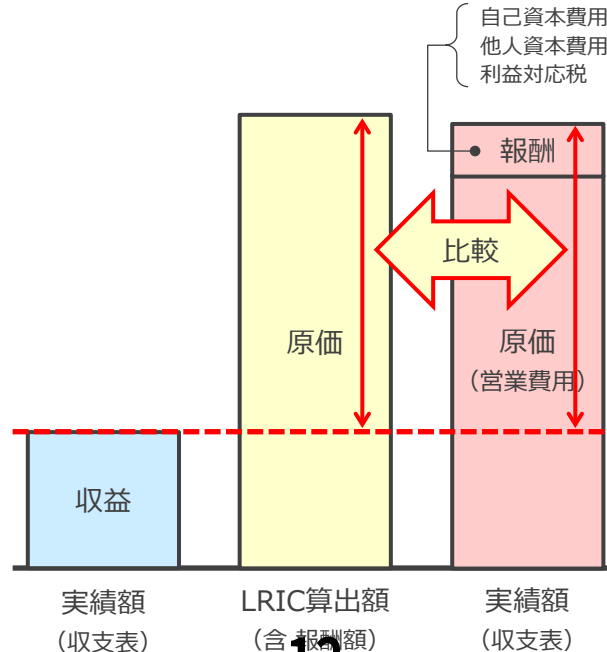
【加入電話】

収容局を回線単価（LRICで算出）が高い順に並べた上で、高コスト地域（上位4.9%）の収容局を対象として、下記の範囲に対応する金額を補填。
加入電話：「全国平均費用+2σ」以上
緊急通報：全体



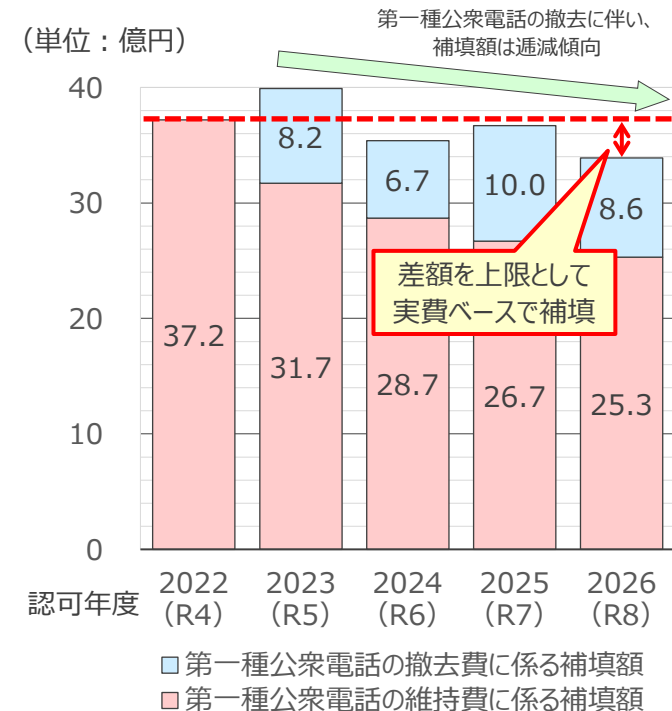
【第一種公衆電話】

LRIC算出額、実績額、それぞれの原価を用いて、赤字額を算出し、それらの赤字額を比較した上で、低い方の金額を補填
（なお、第一種公衆電話については、全ての収容局において赤字）



【災害時用公衆電話】

第一種公衆電話の削減を開始する直前の年度（令和4年度）に対応する第一種公衆電話の維持費に係る補填額（約37.2億円）と、第一種公衆電話の維持費・撤去費に係る補填額との差額を上限として、実費ベースで補填



加入電話（基本料）補填額の算定方法

4

①加入電話・基本料

※ワイヤレス固定電話を含む

<補填額の算定方法>

「全国平均費用＋標準偏差の2倍」（基準単価）をベンチマークとし、これを超える部分を補填額とする。<ベンチマーク方式>（算定に当ってはIP電話への移行回線数を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算）

（提供エリア全体の収益・原価（LRICで算出）〔億円〕）

	収益	原価（報酬を含む）			赤字
		管理部門	利用部門	合計	
NTT東日本	1,123	1,806	322	2,129	▲1,005
NTT西日本	1,046	1,689	302	1,991	▲946
合計	2,169	3,495	625	4,120	▲1,951

（参考） 加入電話回線数 （万回線） ※光IP補正有
1,928
2,016
3,943

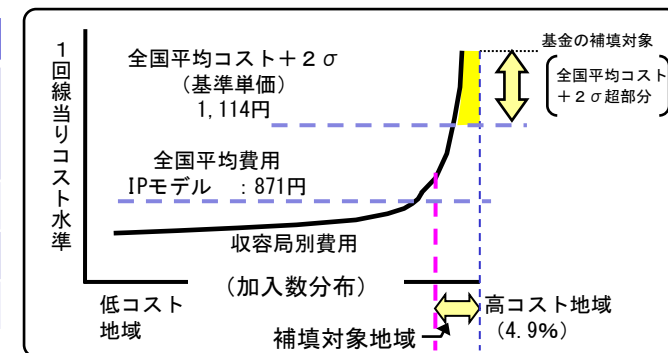
（参考）前年度	2,332	3,723	670	4,393	▲2,061
増減	▲164	▲228	▲46	▲273	+110

4,065
▲122

（百万円）

IPモデル		①	②	③	①-②+③	（参考）	
		補填対象地域の 実績原価	対象回線数 に基準単価を 乗じた額 （基準原価）	基準単価 を下回る 額	基準原価 を上回る 額	加入電話 回線数 （万回線）	回線 割合
	NTT東日本	19,682	18,621	569	1,630	139.3	(3.5%)
	NTT西日本	8,014	7,203	168	979	53.9	(1.4%)
	合計	27,695	25,824	737	2,608	193.2	(4.9%)

（参考）加入電話基本料の補填額算定の仕組み



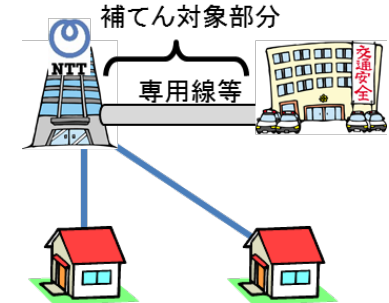
13 → 補填額
2,608百万円

加入電話（緊急通報）補填額の算定方法

5

②加入電話・緊急通報 ※ワイヤレス固定電話を含む

＜補填額の算定方法＞
基本料の高コスト上位4.9%（東西計）の加入者回線数に対応した原価



（提供エリア全体の収益・原価（LRICで算出）〔百万円〕）

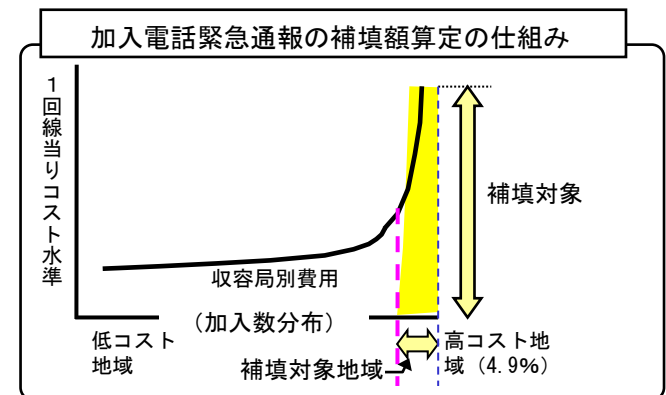
	収益	原価（報酬を含む）			赤字
		管理部門	利用部門	合計	
NTT東日本	—	41	2	43	▲43
NTT西日本	—	27	5	31	▲31
合計	—	68	7	74	▲74
（参考）前年度	—	111	4	115	▲115
増減	—	▲43	+2	▲41	+41

（参考） 加入電話 回線数 （万回線） ※光IP補正無
515
484
999
1,079
▲80

（百万円）

IP モデル	加入電話緊急通報の補填額算定の仕組み			
	補填対象地域に 相当する原価	加入電話回線数 （万回線）	回線割合	
	NTT東日本	4	23.0	(2.3%)
	NTT西日本	2	25.9	(2.6%)
合計	6	48.9	(4.9%)	

補填額
14
6百万円



第一種公衆電話（市内通信・緊急通報）補填額の算定方法

6

③第一種公衆電話（市内通信）

<補填額の算定方法>

「原価－収益」の収支差額（LRIC算出額、実績額、それぞれの原価を用いて、赤字額を算出し、それらの赤字額を比較した上で、低い方の金額を補填）

（百万円）

□：採用する額

IP モデル	LRICモデル							実際の費用			補填額
	①収益	②原価					利益 (①－②)	モデルと 比較する額 (③－④)	③収益 －営業費用	④報酬額等	
			設備管理部門		利用部門						
			公衆電話削減費用以外	公衆電話削減費用							
NTT東日本	83	2,085	2,049	1,491	559	36	▲2,003	▲2,215	▲2,037	178	2,003
NTT西日本	56	1,512	1,501	1,199	302	10	▲1,456	▲1,384	▲1,277	107	1,384
合計	139	3,597	3,551	2,690	860	47	▲3,458	▲3,600	▲3,314	285	3,387

④第一種公衆電話・緊急通報

<補填額の算定方法>

「原価－収益」の収支差額（LRIC算出額、実績額、それぞれの原価を用いて、赤字額を算出し、それらの赤字額を比較した上で、低い方の金額を補填）

（百万円）

□：採用する額

IP モデル	LRICモデル						実際の費用			補填額	
	①収益	②原価					利益 (①－②)	モデルと 比較する額 (③－④)	③収益 －営業費用		④報酬額等
			設備管理部門		利用部門						
			公衆電話削減費用以外	公衆電話削減費用							
NTT東日本	-	2	2	0	1	0	▲2	▲9	▲8	1	2
NTT西日本	-	1	1	0	1	0	▲1	▲7	▲7	1	1
合計	-	3	3	0	2	0	▲3	▲16	▲15	1	3

⑤災害時用公衆電話

<補填額の算定方法>

総務省告示第三百五号における告示の額（3,721,742,578円）から第一種公衆電話（市内通信・緊急通報）を控除した額と、実際の費用に報酬等を加えて算出した原価（アクセス回線コストのうち、NTT東日本・NTT西日本利用分に係るもの）のどちらか低い額

（百万円）

	総務大臣が告示で定める額	第一種公衆電話に係る補填額	市内通信	緊急通報	総務大臣が告示で定める額から第一種公衆電話に係る補填額を控除した額
NTT東日本	3,722	2,004	2,003	2	332
NTT西日本		1,386	1,384	1	
合計		3,390	3,387	3	

災害時用公衆電話に係る収益・原価

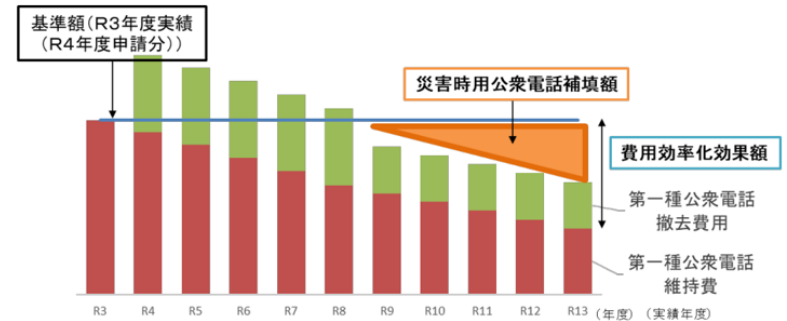
	収益	原価（報酬を含む）			赤字
		管理部門	利用部門	合計	
NTT東日本	123	1,213	0	1,213	▲1,090
NTT西日本	77	1,057	0	1,058	▲980
合計	200	2,270	0	2,270	▲2,070



（再掲）アクセス回線コストのうち、NTT東日本・NTT西日本利用分に係るもの

	災害時用公衆電話に係る原価	原価の東西比率	補填額
NTT東日本	1,036	52.6%	174
NTT西日本	930	47.3%	157
合計	1,967		331

16 : 採用する額



補填額と番号単価

8

- 補填額はNTT東日本及びNTT西日本計で**63.4億円**
- 番号単価は**2円**（補填対象額に支援業務費を加算し予測前年度過不足額を減算した額を、1月～12月の予測番号総数で除すことにより、各事業者が負担する（合算）番号単価を算定）

○補填額

	加入電話		第一種公衆電話		災害時用公衆電話	合計
	基本料	緊急通報	市内通信	緊急通報		
NTT東日本	1,630百万円	4百万円	2,003百万円	2百万円	174百万円	3,812百万円
NTT西日本	979百万円	2百万円	1,384百万円	1百万円	157百万円	2,524百万円
東西計	2,608百万円	6百万円	3,387百万円	3百万円	331百万円	6,336百万円
(参考)前年度	2,834百万円	11百万円	3,664百万円	3百万円	-	6,512百万円
増減	▲226百万円	▲5百万円	▲277百万円	▲0百万円	+331百万円	▲176百万円

○支援業務費（令和8年予算額：予算額 57百万円 — 前期繰越額 18百万円）

40百万円

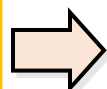
（令和7年予算額：65百万円）

○予測前年度過不足額

▲386百万円

○番号単価

（合算）番号単価 = $\frac{\text{補填額（6,336百万円）} + \text{支援業務費（40百万円）} - \text{予測前年度過不足額（▲386百万円）}}{\text{令和9年1月～12月までの予測算定対象電気通信番号の総数の合計（2,943百万番号）}}$ = 2.2977642円／月・番号



（合算）番号単価

2円／月・番号

〔うち、東日本分：1.20338749円
西日本分：0.79661251円〕

17

〔＜前年度（7月～12月）＞
2円／番号・月
NTT東日本分：1.17145393円
NTT西日本分：0.82854607円〕

（注）・東西合算の番号単価は整数未満を四捨五入
・東西別の番号単価は、合算単価を東西の補填額の割合で案分

- 令和8年度の電話ユニバーサルサービスの交付金・負担金に係る認可申請に際して、令和6年能登半島地震に関連して、NTT東西及びTCAから、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第3条ただし書に基づく許可申請がなされている。

申請概要

■ 申請内容

- 今年度のユニバーサルサービスの第一種交付金及び第一種負担金の額の算定においては、第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価に、2023年度（令和6年1月）に発生した能登半島地震による災害特別損失（2024年度計上分）のうち第一号基礎的電気通信役務の提供に係るもの（設備管理部門）を含めて算定。

■ 理由

- 災害特別損失の一部は、電話ユニバに係る設備の維持・運営に係る営業費用と同一の性質であるため。
- なお、これまで東日本大震災時及び熊本地震時にも同様に許可申請がされているほか、昨年度は能登半島地震における設備管理部門及び設備利用部門の原価算定において許可申請がなされている。

■ 補填額及び合算番号単価への影響

- 補填額への影響：5百万円（NTT東日本：4百万円、NTT西日本：1百万円）
- 合算番号単価への影響：0.0016648円

○ 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）

（遵守義務）

第三条 第一種適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者（第二十三条に規定する電気通信事業者をいう。）、接続電気通信事業者等又は支援機関は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び第一種負担金の額の算定方法並びに延滞金を計算するために乗じる率その他第一種交付金及び第一種負担金に関してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

審 査 結 果

電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）第 26 条及び第 28 条の規定に基づき審査を行った結果、以下のとおりと認められる。

- ① 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 109 条第 1 項の規定による第一種交付金の額及び交付方法の認可に係る審査

審 査 事 項	審査 結果	理 由
1 第一種交付金の額が第一号算定等規則第 5 条の規定に照らし、妥当なものであること。（審査基準第 26 条(1)）	適	本申請に係る第一種交付金の額については、以下の理由により、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号。以下「第一号算定等規則」という。）第 5 条の規定に照らし、妥当なものであると認められる。 ・ 第一種交付金の額が、別記に示す届出資料を用いて、第一号算定等規則第 5 条第 1 項に定める方法に従って、補填対象額から各第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を控除した額とされていること。 ・ 第一種交付金の額が、第一号算定等規則第 5 条第 3 項に定めるとおり、令和 7 年度の第一号基礎的電気通信役務収支における営業費用の合計額から営業収益の合計額を控除して得た額を下回っていること。
2 第一種交付金を第一種適格電気通信事業者に交付する時期及び交付する手段が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 26 条(2)）	適	交付する時期（交付期限）及び交付手段（第一種交付金の額の通知、各月の第一種交付金の額の計算方法、第一種交付金の交付の特例及び第一種交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策）について、適正かつ明確に定められていると認められる。
3 前 2 号に掲げるもののほか、第一号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものでないこと。（審査基準第 26 条(3)）	適	本件申請において、第一号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害する内容はないと認められる。

② 法第 110 条第 2 項の規定による第一種負担金の額及び徴収方法の認可に係る審査

審 査 事 項	審査 結果	事 由
1 第一種負担金の額が第一号算定等規則第 27 条の規定に照らし、妥当なものであること。(審査基準第 28 条(1))	適	本申請に係る第一種負担金の額については、以下の理由により、第一号算定等規則第 27 条の規定に照らし、妥当なものであると認められる。 - 第一種負担金の額が、別記に示す届出資料を用いて算定した補填対象額を用いて、第一号算定等規則第 27 条第 1 項及び第 2 項に定める方法に従って、最終算定月前月までの各月の第一種負担金の額、最終算定月の第一種負担金の額及び前年度残余额を合算した額とされていること。 - 第一号算定等規則第 27 条第 1 項に規定する番号単価が、平成 18 年総務省告示第 429 号に基づき、補填対象額、支援機関の支援業務に係る費用(以下「支援業務費」という。)の額及び予測前年度過不足額の合計額を令和 9 年中の予測算定対象電気通信番号の総数で除したものを第一種適格電気通信事業者ごとの補填対象額の割合で案分することにより算定されていること。 - 支援業務費の額が、令和 8 年度の収支予算額(令和 8 年 3 月認可済み)から前年度の支援業務費の繰越額を減じた額とされていること。
2 第一種負担金を接続電気通信事業者等が納付する時期及び納付する手段が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 28 条(2))	適	納付する時期(納付期限)及び納付する手段(第一種負担金の額の通知、延滞金の納付及び第一種負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策)について、適正かつ明確に定められていると認められる。
3 前 2 号に掲げるもののほか、第一号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものでないこと。(審査基準第 28 条(3))	適	本件申請において、第一号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害する内容はないと認められる。

(別記) 補填対象額の算定に係る届出資料について

申請者は、法第 109 条第 2 項に基づき第一種適格電気通信事業者である N T T 東日本株式会社(以下「N T T 東日本」という。)及び N T T 西日本株式会社(以下「N T T 西日本」という。)が申請者に対して届け出た第一種交付金の額を算定するための資料を用いて補填対象額を算定している。

当該資料において、N T T 東日本及び N T T 西日本は、第一号算定等規則の規定によらず、第一号基礎的電気通信役務原価について、N T T 西日本が令和 6 年度決算に計上した令和 6 年能登半島地震による災害特別損失のうち第一号基礎的電気通信役務に係る費用を含めて算定している。

申請者、N T T 東日本及び N T T 西日本からは、第一号算定等規則第 3 条ただし書の規定に基づき、特別の理由があるため、第一号算定等規則の規定によらない算定を行う旨の許可申請が行われている。本件の算定は合理的な措置であると認められ、別途本件申請の認可とともに許可をする予定である。

<参考>

第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則に基づく許可申請(一般社団法人電気通信事業者協会並びに N T T 東日本及び N T T 西日本)

(参考) 第一種交付金の額及び第一種負担金の額に関する算定式

1 第一種交付金の額

(1) NTT東日本に対する第一種交付金の額

$$\begin{aligned}
 &= \underbrace{Ce}_{\text{最終算定月前月までの算定自己負担額}} - \underbrace{\sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et]}_{\text{NTT東日本の補填対象額+案分した支援業務費}} - \underbrace{\left\{ Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft} [Pet \cdot Nit] \right) \right\}}_{\text{最終算定月前月までに算定した「全接続電気通信事業者等の負担額」の累計額}} - \underbrace{\sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et]}_{\text{最終算定月前月までに算定したNTT東日本の「算定自己負担額」の累計額}} \\
 &\quad - \underbrace{\sum_{i=1}^{Ft'} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn']}_{\text{「全接続電気通信事業者等の前年度残余額」の総額}} - \underbrace{(Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn')}_{\text{NTT東日本の「算定自己負担額」における前年度残余額に相当する額}} \cdot \underbrace{En / Mn}_{\text{NTT東日本の最終算定月の番号数の割合}} \\
 &\quad - \underbrace{(Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn')}_{\text{NTT東日本の最終算定月の算定自己負担額}} \\
 &\quad - \underbrace{(Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn')}_{\text{NTT東日本の「算定自己負担額」における前年度残余額に相当する額}} \\
 &\quad = \text{NTT東日本の補填対象額} - \text{NTT東日本の算定自己負担額}
 \end{aligned}$$

C は、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額

〔=6,335,899,496 円〕

Ce は、NTT 東日本株式会社の補てん対象額 〔=3,812,271,108 円〕

S は、支援業務費の額 〔=39,791,785 円〕

n は、最終算定月 〔=令和9年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t は、各月（令和9年1月予定～最終算定月）

Et は、 t 月の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

En は、 n 月（最終算定月）の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、 $1 \sim Ft$ までの整数値をとる)

Mn は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として令和 9 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和 9 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.20338749 円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔＝令和 8 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（令和 8 年 1 月～前年度の最終算定月）

Et' は、 t' 月の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet' は、 t' 月の番号単価〔令和 8 年 1 月～令和 8 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.17381252 円／月・番号、令和 8 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.17145393 円／月・番号〕

Pen' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、NTT 東日本株式会社の補てん対象額と NTT 東日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,511,901,440 円〕

Ce' は、前年度の NTT 東日本株式会社の補てん対象額〔＝3,821,875,712 円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔＝65,052,279 円〕

(2) NTT西日本に対する第一種交付金の額

$$\begin{aligned}
 &= \overbrace{C_w - \sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot W_t]}^{\text{最終算定月前月までの算定自己負担額}} - \overbrace{\{C_w + S \cdot C_w / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{F_t} [P_{wt} \cdot N_{it}])\}}^{\text{NTT西日本の補填対象額+案分した支援業務費}} - \overbrace{\sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot W_t]}^{\text{最終算定月前月までに算定した「全接続電気通信事業者等の負担額」の累計額}} - \overbrace{\sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot W_t]}^{\text{最終算定月前月までに算定したNTT西日本の「算定自己負担額」の累計額}} \\
 &\quad \underbrace{\sum_{i=1}^{F_t'} [P_{wn'} \cdot N_{in'} - Z_w \cdot N_{in'} / M_{n'}]}_{\text{「全接続電気通信事業者等の前年度残余額」の総額}} - \underbrace{(P_{wn'} \cdot W_{n'} - Z_w \cdot W_{n'} / M_{n'})}_{\text{NTT西日本の「算定自己負担額」における前年度残余額に相当する額}} \cdot \underbrace{W_{n'} / M_{n'}}_{\text{NTT西日本の最終算定月の番号数の割合}} \\
 &\quad \text{NTT西日本の最終算定月の算定自己負担額} \\
 &\quad \text{NTT西日本の「算定自己負担額」における前年度残余額に相当する額} \\
 &\quad - (P_{wn'} \cdot W_{n'} - Z_w \cdot W_{n'} / M_{n'}) \\
 &\quad \text{NTT西日本の補填対象額} \quad \text{—} \quad \text{NTT西日本の算定自己負担額}
 \end{aligned}$$

C は、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額
〔＝6,335,899,496 円〕

C_w は、NTT 西日本株式会社の補てん対象額 〔＝2,523,628,388 円〕

S は、支援業務費の額 〔＝39,791,785 円〕

n は、最終算定月 〔＝令和 9 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t は、各月（令和 9 年 1 月予定～最終算定月）

W_t は、 t 月の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

W_n は、 n 月（最終算定月）の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

F_t は、 t 月の負担事業者数

N_{it} は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（ i は、1～ F_t までの整数値をとる）

M_n は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pwt は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として令和 9 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和 9 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.79661251 円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔＝令和 8 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（令和 8 年 1 月～前年度の最終算定月）

Wt' は、 t' 月の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pwt' は、 t' 月の番号単価〔令和 8 年 1 月～令和 8 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 0.82618748 円／月・番号、令和 8 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 0.82854607 円／月・番号〕

Pwn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Zw は、前年度の最終算定月において、NTT 西日本株式会社の補てん対象額と NTT 西日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Wt']]$$

C' は、前年度の NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,511,901,440 円〕

Cw' は、前年度の NTT 西日本株式会社の補てん対象額〔＝2,690,025,728 円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔＝65,052,279 円〕

（３）算出に係る留意点

- ① 各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の第一種負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（３％）を超える場合の第一種交付金の額は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第５条第２項の規定による（整数未満の端数は、四捨五入）。
- ② 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。
また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。
- ③ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（令和８年１２月）から変更となる場合、ｔにおいて「令和９年１月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

2 第一種負担金の額

(1) NTT東日本に係る接続電気通信事業者等の第一種負担金の額

$$\begin{aligned}
 &= \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Nt] + \left\{ Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft} [Pet \cdot Nit] \right) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \right. \\
 &\quad \left. \sum_{i=1}^{Ft'} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \right\} \cdot Nn / Mn \\
 &\quad + \left\{ \text{前年度の最終算定月の番号単価に同月の番号数を乗じて得た額} - \text{前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額} \right\} \\
 &\quad + \left\{ \text{令和9年1月～最終算定月前月の月末までの番号数に係る負担額} + \text{最終算定月の番号数に係る負担額} + \text{前年度残余额} \right\}
 \end{aligned}$$

NTT東日本の補填対象額
 + 案分した支援業務費

最終算定月前月
 までに算定した
 「全接続電気通
 信事業者等の負
 担額」の累計額

最終算定月前月
 までに算定した
 NTT東日本の
 「算定自己負担
 額」の累計額

「全接続電気通信事業者等
 の前年度残余额」の総額

NTT東日本の「算定自
 己負担額」における前年
 度残余额に相当する額

各接続電気通信事
 業者等の最終算定
 月の番号数の割合

前年度の最終算
 定月の番号単価
 に同月の番号数
 を乗じて得た額

前年度の認可に
 係る負担金の額
 を満たすために
 必要な額

令和9年1月～最終算定月
 前月の月末までの番号数
 に係る負担額

最終算定月の番号数
 に係る負担額

前年度残余额

Cは、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額

[=6, 335, 899, 496 円]

Ceは、NTT 東日本株式会社の補てん対象額 [=3, 812, 271, 108 円]

Sは、支援業務費の額 [=39, 791, 785 円]

nは、最終算定月 [=令和9年12月予定。以下、この計算式において同じ]

t は、各月 (令和9年1月予定～最終算定月)

Etは、t月のNTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ftは、t月の負担事業者数

Nitは、t月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(iは、1～Ftまでの整数値をとる)

Ntは、t月の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(N_{it} は、 N_{1t} , N_{2t} , ..., $N_{F_t t}$ のうちの対応する値)

N_n は、 n 月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(N_n は、 N_{1n} , N_{2n} , ..., $N_{F_t n}$ のうちの対応する値)

M_n は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

P_{et} は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として令和 9 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和 9 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.20338749 円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔＝令和 8 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（令和 8 年 1 月～前年度の最終算定月）

$E_{t'}$ は、 t' 月の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

$E_{n'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

$F_{t'}$ は、 t' 月の負担事業者数

$N_{it'}$ は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ $F_{t'}$ までの整数値をとる)

$N_{in'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ $F_{t'}$ までの整数値をとる）

$N_{n'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ $N_{n'}$ は、 $N_{1n'}$, $N_{2n'}$, ..., $N_{F_{t'} n'}$ のうちの対応する値）

$M_{n'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$P_{et'}$ は、 t' 月の番号単価〔令和 8 年 1 月～令和 8 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.17381252 円／月・番号、令和 8 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.17145393 円／月・番号〕

$P_{en'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Z_e は、前年度の最終算定月において、NTT 東日本株式会社の補てん対象額と NTT 東日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=C_{e'} + S' \cdot C_{e'} / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{F_{t'}} [P_{et'} \cdot N_{it'}]) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [P_{et'} \cdot E_{t'}]]$$

C' は、前年度の NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,511,901,440 円〕

$C_{e'}$ は、前年度の NTT 東日本株式会社の補てん対象額〔＝3,821,875,712 円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔＝65,052,279 円〕

(2) NTT西日本に係る接続電気通信事業者等の第一種負担金の額

$$\begin{aligned}
 &= \sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot N_t] + \underbrace{\{ C_w + S \cdot C_w / C \}}_{\text{NTT西日本の補填対象額 + 案分した支援業務費}} - \underbrace{\sum_{t=1}^{n-1} \left(\sum_{i=1}^{F_t} [P_{wt} \cdot N_{it}] \right)}_{\text{最終算定月前月までに算定した「全接続電気通信事業者等の負担額」の累計額}} - \underbrace{\sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot W_t]}_{\text{最終算定月前月までに算定したNTT西日本の「算定自己負担額」の累計額}} \\
 &\quad - \underbrace{\sum_{i=1}^{F_t'} [P_{wn'} \cdot N_{in'} - Z_w \cdot N_{in'} / M_{n'}]}_{\text{「全接続電気通信事業者等の前年度残余額」の総額}} - \underbrace{(P_{wn'} \cdot W_{n'} - Z_w \cdot W_{n'} / M_{n'})}_{\text{NTT西日本の「算定自己負担額」における前年度残余額に相当する額}} \cdot \underbrace{N_n / M_n}_{\text{各接続電気通信事業者等の最終算定月の番号数の割合}} \\
 &\quad + \underbrace{P_{wn'} \cdot N_{n'}}_{\text{前年度の最終算定月の番号単価に同月の番号数を乗じて得た額}} - \underbrace{Z_w \cdot N_{n'} / M_{n'}}_{\text{前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額}} \\
 &\quad + \underbrace{\text{令和9年1月～最終算定月前月の月末までの番号数に係る負担額}}_{\text{令和9年1月～最終算定月前月の月末までの番号数に係る負担額}} + \underbrace{\text{最終算定月の番号数に係る負担額}}_{\text{最終算定月の番号数に係る負担額}} + \underbrace{\text{前年度残余額}}_{\text{前年度残余額}}
 \end{aligned}$$

C は、NTT 東日本株式会社及びNTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額

[=6,335,899,496 円]

C_w は、NTT 西日本株式会社の補てん対象額 [=2,523,628,388 円]

S は、支援業務費の額 [=39,791,785 円]

n は、最終算定月 (=令和9年12月予定。以下、この計算式において同じ。)

t は、各月 (令和9年1月予定～最終算定月)

W_t は、 t 月のNTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

F_t は、 t 月の負担事業者数

N_{it} は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
(i は、1～ F_t までの整数値をとる)

N_t は、各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
(N_t は、 N_{1t} , N_{2t} , ..., $N_{F_t t}$ のうちの対応する値をとる)

Nn は、 n 月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ Nn は、 N_{1n} , N_{2n} , ..., N_{Ftn} のうちの対応する値）

Mn は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pwt は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として令和 9 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和 9 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.79661251 円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔＝令和 8 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（令和 8 年 1 月～前年度の最終算定月）

Wt' は、 t' 月の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Nn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ Nn' は、 $N_{1n'}$, $N_{2n'}$, ..., $N_{Ftn'}$ のうちの対応する値）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pwt' は、 t' 月の番号単価〔令和 8 年 1 月～令和 8 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 0.82618748 円／月・番号、令和 8 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 0.82854607 円／月・番号〕

Pwn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Zw は、前年度の最終算定月において、NTT 西日本株式会社の補てん対象額と NTT 西日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,511,901,440 円〕

Cw' は、前年度の NTT 西日本株式会社の補てん対象額〔＝2,690,025,728 円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔＝65,052,279 円〕

（３）算出に係る留意点

- ① 各接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）の第一種負担金の総額（適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該負担金の総額は当該算定対象収益の額に限度割合（３％）を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。
- ② 各適格電気通信事業者における第一種負担金の額と当該適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の合計額（以下「負担金等の額」という。）の当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合（３％）を超える場合には、当該負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。
- ③ 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。
また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。
- ④ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（令和８年１２月）から変更となる場合、tにおいて「令和９年１月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

第一種交付金の額及び交付方法認可申請書

T C A 支 - 4 3 4

令和8年9月18日

総 務 大 臣
藤井 比早之 殿

郵便番号

101-0052

とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ

住 所

東京都千代田区神田小川町一丁目10

興信ビル2F

いっばんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい

名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会

かいちょう みやかわ じゅんいち

会長 宮川 潤一

電気通信事業法第109条第1項の規定により、第一種交付金の額及び交付方法の認可を受けた
いので、次のとおり申請します。

1 第一種交付金の額

NTT 東日本株式会社に対する

第一種交付金の額

$$\begin{aligned} &= Ce - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \{Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pet \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \\ &\quad \sum_{i=1}^{Ft'} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn')\} \cdot En / Mn \\ &\quad - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \end{aligned}$$

Cは、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額

[=6,335,899,496 円]

Ceは、NTT 東日本株式会社の補てん対象額 [=3,812,271,108 円]

Sは、支援業務費の額 [=39,791,785 円]

nは、最終算定月 [=令和9年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

tは、各月 (令和9年1月予定～最終算定月)

Etは、t月のNTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Enは、n月 (最終算定月) のNTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ftは、t月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、 $1 \sim Ft$ までの整数値をとる)

Mn は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として令和 9 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和 9 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.20338749 円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔＝令和 8 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（令和 8 年 1 月～前年度の最終算定月）

Et' は、 t' 月の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet' は、 t' 月の番号単価〔令和 8 年 1 月～令和 8 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.17381252 円／月・番号、令和 8 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.17145393 円／月・番号〕

Pen' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、NTT 東日本株式会社の補てん対象額と NTT 東日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,511,901,440 円〕

Ce' は、前年度の NTT 東日本株式会社の補てん対象額〔＝3,821,875,712 円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔＝65,052,279 円〕

NTT 西日本株式会社に対する

第一種交付金の額

$$\begin{aligned} &= C_w - \sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot W_t] - \{C_w + S \cdot C_w / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{F_t} [P_{wt} \cdot N_{it}]) - \sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot W_t] - \\ &\quad \sum_{i=1}^{F_t'} [P_{wn'} \cdot N_{in'} - Z_w \cdot N_{in'} / M_{n'}] - (P_{wn'} \cdot W_{n'} - Z_w \cdot W_{n'} / M_{n'})\} \cdot W_n / M_n \\ &\quad - (P_{wn'} \cdot W_{n'} - Z_w \cdot W_{n'} / M_{n'}) \end{aligned}$$

C は、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額

〔＝6,335,899,496 円〕

C_w は、NTT 西日本株式会社の補てん対象額〔＝2,523,628,388 円〕

S は、支援業務費の額〔＝39,791,785 円〕

n は、最終算定月〔＝令和 9 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t は、各月（令和 9 年 1 月予定～最終算定月）

W_t は、 t 月の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

W_n は、 n 月（最終算定月）の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

F_t は、 t 月の負担事業者数

N_{it} は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ F_t までの整数値をとる）

M_n は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

P_{wt} は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として令和 9 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和 9 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.79661251 円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔＝令和 8 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（令和 8 年 1 月～前年度の最終算定月）

$W_{t'}$ は、 t' 月の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

$W_{n'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

$F_{t'}$ は、 t' 月の負担事業者数

$N_{it'}$ は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ $F_{t'}$ までの整数値をとる）

$N_{in'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ $F_{t'}$ までの整数値をとる）

$M_{n'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pwt' は、 t' 月の番号単価〔令和 8 年 1 月～令和 8 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 0.82618748 円／月・番号、令和 8 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 0.82854607 円／月・番号〕

Pwn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Zw は、前年度の最終算定月において、NTT 西日本株式会社の補てん対象額と NTT 西日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Wt']]$$

C' は、前年度の NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,511,901,440 円〕

Cw' は、前年度の NTT 西日本株式会社の補てん対象額〔＝2,690,025,728 円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔＝65,052,279 円〕

※ 各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）又は各第一種適格電気通信事業者の第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3％）を超える場合の第一種交付金の額は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下「第一号算定等規則」という。）第 5 条第 2 項の規定による（整数未満の端数は、四捨五入）。

※ 端数処理については、第一号算定等規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（令和 8 年 12 月）から変更となる場合、 t において「令和 9 年 1 月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

2 交付方法

(1) 交付手段

第一種交付金の交付は銀行振込により行うものとする。

第一種交付金の振込手数料の負担は、第一種交付金を交付する支援機関が負うものとする。

(2) 第一種交付金額の通知

前年度の最終算定月の 3 箇月後から最終算定月の 3 箇月後までの間、毎月、第一種適格電気通信事業者に対して第一種交付金額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の3箇月後に第一種適格電気通信事業者に対して通知する第一種交付金額は、第一号算定等規則第27条第2項に規定する「残余の額」に係るものとする。

(3) 第一種交付金の交付期限

毎月の第一種交付金額の通知の日の属する月の翌月までに第一種交付金を交付する。

(4) 各月の第一種交付金の額の計算方法

①前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までの間、毎月、第一種適格電気通信事業者に対して通知を行う第一種交付金の額の計算方法

＝ 第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の額の合計額

$$\times \left(\frac{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額}} \right)$$

②最終算定月の3箇月後に第一種適格電気通信事業者に対して通知を行う第一種交付金の額の計算方法

＝ (第一種負担金を納付すべき全接続電気通信事業者等の当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の総額 － 前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までに第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の総額)

$$\times \left(\frac{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額}} \right)$$

ただし、各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）又は各第一種適格電気通信事業者の第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3％）を超える場合は、以下の金額を控除する。

「①及び②の合計額」－「第一号算定等規則第5条第2項の規定により算定した額（整数未満の端数は、四捨五入）」

①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

(5) 第一種交付金の交付の特例

第一種交付金の交付期限までに、第一号算定等規則第22条第1項各号に規定する事由が生じた場合、同項の規定に基づき、第一種交付金を減額することができる。ただし、当該事由の

発生した接続電気通信事業者等から第一種負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第2項の規定に基づき案分して算定した額を第一種交付金として速やかに第一種適格電気通信事業者に交付する。

(6) 第一種交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第一種交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各第一種適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

3 その他

第一号算定等規則第3条但し書きの規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、許可を得た方法により第一種交付金の額を算定し、第一種交付金を交付することとする。

第一種負担金の額及び徴収方法認可申請書

T C A 支— 4 3 5

令和8年9月18日

総 務 大 臣
藤井 比早之 殿

郵便番号 101-0052

とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ

住 所 東京都千代田区神田小川町一丁目10
興信ビル2F

いっばんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい

名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会

かいちょう みやかわ じゅんいち

会長 宮川 潤一

電気通信事業法第110条第2項の規定により、第一種負担金の額及び徴収方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 第一種負担金の額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定）

以下の①及び②の要件を充足する接続電気通信事業者等ごとに算定

① 前年度の電気通信事業収益が10億円を超える事業者

② 令和8年度において、当該電気通信事業者が総務大臣から指定を受けた電気通信番号（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下、「第一号算定等規則」という。）別表第11に掲げるものに限る。）を最終利用者に付与している事業者

NTT 東日本株式会社に係るもの

各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額

$$= \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Nt] + \{ Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pet \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] -$$

$$\sum_{i=1}^{Ft'} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \} \cdot Nn / Mn$$

$$+ Pen' \cdot Nn' - Ze \cdot Nn' / Mn'$$

C は、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額

〔＝6,335,899,496 円〕

C_e は、NTT 東日本株式会社の補てん対象額〔＝3,812,271,108 円〕

S は、支援業務費の額〔＝39,791,785 円〕

n は、最終算定月〔＝令和 9 年 1 2 月予定。以下、この計算式において同じ〕

t は、各月（令和 9 年 1 月予定～最終算定月）

Et は、 t 月の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft までの整数値をとる）

Nt は、 t 月の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ Nt は、 N_{1t} , N_{2t} , ..., N_{Ft} のうちの対応する値）

Nn は、 n 月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ Nn は、 N_{1n} , N_{2n} , ..., N_{Fn} のうちの対応する値）

Mn は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成 1 8 年総務省告示第 4 2 9 号に従って算定する。また、原則として令和 9 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和 9 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.20338749 円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔＝令和 8 年 1 2 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（令和 8 年 1 月～前年度の最終算定月）

Et' は、 t' 月の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Nn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ Nn' は、 $N_{1n'}$, $N_{2n'}$, ..., $N_{Fn'}$ のうちの対応する値）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet' は、 t' 月の番号単価〔令和 8 年 1 月～令和 8 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.17381252 円／月・番号、令和 8 年 7 月～1 2 月の各月末の算定対象電気

通信番号に適用する番号単価は 1.17145393 円／月・番号]

Pen' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、NTT 東日本株式会社の補てん対象額と NTT 東日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額 [= 6,511,901,440 円]

Ce' は、前年度の NTT 東日本株式会社の補てん対象額 [=3,821,875,712 円]

S' は、前年度の支援業務費の額 [=65,052,279 円]

NTT 西日本株式会社に係るもの

各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額

$$= \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Nt] + \{ Cw + S \cdot Cw / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pwt \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Wt] - \sum_{i=1}^{Ft'} [Pwn' \cdot Nin' - Zw \cdot Nin' / Mn'] - (Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn') \} \cdot Nn / Mn$$

$$+ Pwn' \cdot Nn' - Zw \cdot Nn' / Mn'$$

C は、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額 [=6,335,899,496 円]

Cw は、NTT 西日本株式会社の補てん対象額 [=2,523,628,388 円]

S は、支援業務費の額 [=39,791,785 円]

n は、最終算定月（＝令和 9 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。）

t は、各月（令和 9 年 1 月予定～最終算定月）

Wt は、 t 月の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ Ft までの整数値をとる）

Nt は、各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ Nt は、 N_{1t} , N_{2t} , ..., N_{Ft} のうちの対応する値をとる）

N_n は、 n 月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ N_n は、 N_{1n} , N_{2n} , ..., N_{Ftn} のうちの対応する値）

M_n は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

P_{wt} は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として令和 9 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和 9 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.79661251 円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔＝令和 8 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（令和 8 年 1 月～前年度の最終算定月）

$W_{t'}$ は、 t' 月の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

$W_{n'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

$F_{t'}$ は、 t' 月の負担事業者数

$N_{it'}$ は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ $F_{t'}$ までの整数値をとる）

$N_{in'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ $F_{t'}$ までの整数値をとる）

$N_{n'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ $N_{n'}$ は、 $N_{1n'}$, $N_{2n'}$, ..., $N_{Ftn'}$ のうちの対応する値）

$M_{n'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$P_{wt'}$ は、 t' 月の番号単価〔令和 8 年 1 月～令和 8 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 0.82618748 円／月・番号、令和 8 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 0.82854607 円／月・番号〕

$P_{wn'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Z_w は、前年度の最終算定月において、NTT 西日本株式会社の補てん対象額と NTT 西日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[C_{w'} + S' \cdot C_{w'} / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{F_{t'}} [P_{wt'} \cdot N_{it'}] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [P_{wt'} \cdot E_{t'}]]$$

C' は、前年度の NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,511,901,440 円〕

$C_{w'}$ は、前年度の NTT 西日本株式会社の補てん対象額〔＝2,690,025,728 円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔＝65,052,279 円〕

※ 各接続電気通信事業者等（第一種適格電気通信事業者であるものを除く。）の第一種負担金の総額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該第一種負担金の総額は当該算定対象収益の額に限度割合（３％）を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。

※ 各第一種適格電気通信事業者における「第一種負担金の額と当該第一種適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の合計額（以下「第一種負担金等の額」という。）の当該第一種適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合（３％）を超える場合には、当該第一種負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。

※ 端数処理については、第一号算定等規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（令和８年１２月）から変更となる場合、tにおいて「令和９年１月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

２ 徴収方法

（１） 納付手段

第一種負担金の納付は、銀行振込により行うものとする。

第一種負担金の振込手数料の負担は、第一種負担金を納付する接続電気通信事業者等が負うものとする。

（２） 第一種負担金額の通知

第一種負担金の納付額等を相互に確認するため、第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対し、以下の事項を通知する。

- ① 各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額
- ② 第一種負担金の納付期限
- ③ 第一種負担金を納付する口座名義・口座番号

なお、各接続電気通信事業者等に対する第一種負担金額の通知については、第一号算定等規則第２７条第２項に規定する「残余の額」及び前年度の最終算定月の翌月から最終算定月までの各月の算定対象電気通信番号に係る第一種負担金の額をそれぞれ金額の確定する月以降毎月行うこととする。

(3) 第一種負担金の納付期限

毎月の番号数報告期限の翌月の25日までとする。

(4) 延滞金の納付

納付期限までに第一種負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数について、日1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付するものとする。

(5) 第一種負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第一種負担金の徴収に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各第一種適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

3 その他

第一号算定等規則第3条但し書きの規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、許可を得た方法により第一種負担金の額を算定し、第一種負担金を徴収することとする。

第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び
第一種負担金算定等規則に基づく許可申請

T C A 支 - 4 1 5
令和8年9月18日

総 務 大 臣
藤井 比早之 殿

郵便番号	101-0052 とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ
住 所	東京都千代田区神田小川町一丁目 10番地 興信ビル2F いっばんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい
名称及び代表者の氏名	一般社団法人電気通信事業者協会 かいちょう みやかわ じゅんいち 会長 宮川 潤一

別紙のとおり、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金第一号算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）第3条の規定に基づく許可を受けたいので申請します。

別紙

以下のとおり許可を受けたいのでよろしく取り計らい願います。

- 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金第一号算定等規則（以下「第一号算定等規則」という。）第5条（第一種交付金の額の算定方法等）及び第27条（第一種負担金の額の算定方法等）関連

第一号算定等規則第5条及び第27条に定める第一種交付金の額及び第一種負担金の額の算定について、第一種適格電気通信事業者であるNTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社（以下単に「NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社」という。）が、NTT西日本株式会社において電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）別表第二様式第二の特別損失に計上した災害特別損失のうち、第一号基礎的電気通信役務に関連する設備の応急復旧に係る費用等を含めて届出した第一号基礎的電気通信役務原価を用いて算定すること。

（理由）

NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社は、基礎的電気通信役務支援機関である当協会（以下「支援機関」という。）に対し、令和8年8月31日付で電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第109条第2項に基づき第一種交付金の額を算定するための資料として前年度の原価等を届け出ている。

当該届出においては、第一号基礎的電気通信役務原価について、次の理由により、災害特別損失のうち、第一号基礎的電気通信役務に関連する設備の応急復旧に係る費用等を含めて算定し、これについて、総務大臣に対し、第一号算定等規則第3条の規定に基づく許可申請を行っている。

〔NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の許可申請の理由〕

- ・ 災害特別損失は、被災した電気通信役務に係る設備の応急復旧に係る費用等であり、電気通信役務の提供のための営業費用と同一の性質のものである。
- ・ 今回の第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価について、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び第一種負担金の額を適正に算定するため、上記の災害特別損失のうち第一号基礎的電気通信役務に関連するものを含めて算定することとしたい。

支援機関は、このNTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社による原価を用いて第一種交付金及び第一種負担金の額を算出していることから、同様の許可申請を行うもの。

第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び
第一種負担金算定等規則に基づく許可申請

東 経 営 第 000200000929 号
2 0 2 6 年 8 月 3 1 日

総 務 大 臣
林 芳 正 殿

郵便番号 1 6 3 - 8 0 1 9

トウキョウトシンジュククニシンジュク

住所 東京都新宿区西新宿 3-19-2

名称及び代表者の氏名

エヌティティヒガシニホンカブシキカイシャ

N T T 東日本株式会社

シブタニ

ナオキ

代表取締役社長 澁谷 直樹

登録年月日及び登録番号

平成 1 6 年 4 月 1 日 第 233 号

別紙のとおり、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成 1 4 年 6 月 1 9 日総務省令第 6 4 号）第 3 条の規定に基づく許可を受けたいので申請します。

別紙

以下のとおり許可を受けたいので宜しく取りはからい願います。

○第15条（設備管理部門の資産及び費用の整理）、第16条（設備管理運営費の算定）、第17条（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税）及び第18条（設備管理部門の基礎的電気通信役務原価の算定） 関連

第15条、第16条、第17条及び第18条に定める第一号基礎的電気通信役務原価について、NTT 西日本株式会社において電気通信事業会計規則別表第二様式第二の特別損失に計上した災害特別損失のうち、第一号基礎的電気通信役務に係る費用を含めて算定すること。

（理由）

災害特別損失は、被災した電気通信役務に係る設備の除却損・撤去費用・応急復旧・原状回復費用及び復旧に係る人的・物的支援に係る費用等であり、電気通信役務の提供のための営業費用と同一の性質のものである。

そのため、今回の第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価について、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び負担金の額を適正に算定するため、上記の災害特別損失のうち第一号基礎的電気通信役務に関連するものを含めて算定したもの。

第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び
第一種負担金算定等規則に基づく許可申請

企 営 第 155500001045 号
2 0 2 6 年 8 月 3 1 日

総 務 大 臣
林 芳 正 殿

郵便番号 534-0024

オオサカフオオサカシミヤコジマクヒガシノダマチ

住所 大阪府大阪市都島区東野田町 4 丁目
15 番 82 号

名称及び代表者の氏名

エヌティティニシニホンカブシキガイシャ

N T T 西日本株式会社

キタムラ リョウタ

代表取締役社長 北村 亮太

登録の番号及び年月日

第 234 号 平成 16 年 4 月 1 日

別紙のとおり、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成 1 4 年 6 月 1 9 日総務省令第 6 4 号）第 3 条の規定に基づく許可を受けたいので申請します。

別紙

以下のとおり許可を受けたいので宜しく取りはからい願います。

○第15条（設備管理部門の資産及び費用の整理）、第16条（設備管理運営費の算定）、第17条（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税）及び第18条（設備管理部門の基礎的電気通信役務原価の算定） 関連

第15条、第16条、第17条及び第18条に定める第一号基礎的電気通信役務原価について、電気通信事業会計規則別表第二様式第二の特別損失に計上した災害特別損失のうち、第一号基礎的電気通信役務に係る費用を含めて算定すること。

（理由）

災害特別損失は、被災した電気通信役務に係る設備の除却損・撤去費用・応急復旧・原状回復費用及び復旧に係る人的・物的支援に係る費用等であり、電気通信役務の提供のための営業費用と同一の性質のものである。

そのため、今回の第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価について、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び負担金の額を適正に算定するため、上記の災害特別損失のうち第一号基礎的電気通信役務に関連するものを含めて算定したもの。